

鳴門市学園都市化構想に関する連携協力会議要項

(目的)

第1 鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学（以下「鳴門教育大学」という。）との間の鳴門市学園都市化構想に関する連携協力の枠組みや連携協力策について協議するため、鳴門市学園都市化構想に関する連携協力会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2 会議は、次に掲げる委員によって組織する。

(鳴門市)

- (1) 市長
- (2) 政策監
- (3) こども未来創造部長

(鳴門市教育委員会)

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 学校教育課長
- (4) 鳴門市中学校長会長
- (5) 鳴門市小学校長会長
- (6) 鳴門市幼稚園長会長

(鳴門教育大学)

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 人間教育専攻長
- (4) 高度学校教育実践専攻長（教科・総合系）
- (5) 高度学校教育実践専攻長（教職系）
- (6) 企画調整役
- (7) 学生支援部長
- (8) 企画戦略部長

(会議の開催)

第3 会議は、鳴門市、鳴門市教育委員会及び鳴門教育大学が交互に担当して、必要に応じて開催する。

(会長)

第4 会議に会長を置き、会議を鳴門市及び鳴門市教育委員会が担当するときは鳴門市長を、鳴門教育大学が担当するときは鳴門教育大学長をもって充てる。

(会議の招集及び議長)

第5 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(事務局)

第6 会議の事務局は、会議を鳴門市及び鳴門市教育委員会が担当するときは鳴門市教育委員会学校教育課に、鳴門教育大学が担当するときは鳴門教育大学地域共創課に置く。

(鳴門市学園都市化構想に係る総合調整プロジェクトの設置)

第7 会議に、具体的な連携協力策等を審議するため、鳴門市学園都市化構想に係る総合調整プロジェクトを置く。

2 鳴門市学園都市化構想に係る総合調整プロジェクトの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(細則)

第8 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則
この要項は、平成 25 年 1 月 21 日から実施する。

附 則
この要項は、平成 25 年 12 月 4 日から実施する。

附 則
この要項は、平成 30 年 3 月 31 日から実施する。

附 則
この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要項は、令和 7 年 3 月 27 日から実施し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要項は、令和 8 年 4 月 14 日から実施し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。